

外部委託に係る契約の基準等について

本基準の目的：

本基準は、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 28 年度版）（<http://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/kijyun28.pdf>）で求める情報セキュリティ対策基準を、国立研究開発法人情報通信研究機構に適用したものである情報通信研究機構情報セキュリティ対策基準のうち、外部委託に係る遵守事項を抜粋したものである。

委託先において情報セキュリティ対策が確実に実施されるよう、委託先への要求事項を基準として調達仕様書等に定め、委託の際の契約条件とするものである。

◎情報通信研究機構情報セキュリティ対策基準

（4. 1. 1 項(2)外部委託に係る契約より抜粋。説明のため一部文言を追記）
（平成 29 年 8 月 14 日 17 細則第 5 号）

(2) 外部委託に係る契約

(a) 情報システムセキュリティ責任者又は室情報セキュリティ責任者（委託元の責任者）は、外部委託を実施する際には、選定基準及び選定手続に従って委託先を選定する。また、以下の内容を含む情報セキュリティ対策を実施することを委託先の選定条件とし、仕様内容にも含める。

（ア） 委託先に提供する情報の委託先における目的外利用の禁止

（イ） 委託先における情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制

（ウ） 委託事業の実施に当たり、委託先企業又はその従業員、再委託先、若しくはその他の者による意図せざる変更が加えられないための管理体制

（エ） 委託先の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供

（オ） 情報セキュリティインシデントへの対処方法

（カ） 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況の確認方法

（キ） 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法

(b) 情報システムセキュリティ責任者又は室情報セキュリティ責任者は、以下の内容を含む委託先における情報セキュリティ対策の遵守方法、情報セキュリティ管理体制等に関する確認書等を提出させる。また、変更があった場合は、速やかに再提出させる。

- (ア) 当該委託業務に携わる者の特定
- (イ) 当該委託業務に携わる者が実施する具体的な情報セキュリティ体制の内容
- (c) 情報システムセキュリティ責任者又は室情報セキュリティ責任者は、委託先との情報の受け渡し方法や委託業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報の取扱手順について委託先と合意し、定められた手順により情報を取り扱う。
- (d) 情報システムセキュリティ責任者又は室情報セキュリティ責任者は、委託する業務において取り扱う情報の格付等を勘案し、必要に応じて以下の内容を仕様を含める。
 - (ア) 情報セキュリティ監査の受入れ
 - (イ) サービスレベルの保証
- (e) 情報システムセキュリティ責任者又は室情報セキュリティ責任者は、委託先がその役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、上記(a)(b)(c)(d)の措置の実施を委託先に担保させるとともに、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を機構に提供し、機構の承認を受けるよう、仕様内容に含める。